

(2) 通勤手段が、自家用車の青森市在住職員について、自家用車で青森市へ出張した際に支給された旅費（交通費）の違法性・不当性
この出張についても、前記(1)同様、旅費支給したことは、違法（裁量権濫用・逸脱）又は不当な公金支出である。

(3) 通勤手当が支給されていること並びに旅費条例第31条第1項の趣旨に鑑みれば、交通費に限定してみると、例えば次のような請求・精算が行われなければならなかった。

即ち、仮に居住地が青森市新城で、弘前市にある県合同庁舎に勤務する県職員が私用車を用いて通勤しているとす。当然の如く、当該職員には青森市新城にある自宅から勤務先である弘前市の合同庁舎までの当該私用車に係る燃料費が通勤手当として支給される。

この職員が、一度弘前市の合同庁舎に登庁後、用務で本庁に赴き、用務終了後直接帰宅した場合に支払われるべき交通費は、弘前市の合同庁舎から青森市新城までの交通費は通勤手当として支給されていることから、その分を差し引いた、居住地である新城と本庁間の燃料費であり、その相当額の2倍が正当な請求・精算額となる。

しかし、各職員によって実際に請求・精算された交通費は、上記の例えでいふならば弘前市合同庁舎から本庁間の距離に相当する私用車の燃料費である。そうすると、「弘前市合同庁舎～本庁間の燃料費」と「青森市新城～本庁間の燃料費の2倍」の差額については、当該職員が不当に利得した、ということになる。

3 求める措置

(1) 上記の違法行為は、別表6にまとめたとおり、殆どの出先機関に見られ、そうすると、長年にわたり組織的に行われてきたものと容易に推量される。

(2) また、別表6はあくまでも青森市に住んでいる職員のみを対象として開示請求した結果をまとめたものであり、青森市以外に居住している職員についても同様の、或いは類似の請求・精算が為されていたことは容易に推量される。

(3) そして、当該不法行為の結果、青森県は本来の出張交通費と、精算された交通費との差額相当額について過大な負担をさせられて損害を被っている。

(4) したがって、青森県知事がこの不当利得返還請求権の行使をしないことは財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下

「法」という。）第242条に基づき、監査委員が青森県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

第4 請求の受理

本件請求は、請求内容の一部に明確さを欠く点等があったことから、平成20年3月28日付けで補正命令を発し、同年4月11日に請求人から補正書が提出された。これによって、本件請求は、法第242条第1項に規定する請求要件を具備したものと認め、同日付けで請求を受理した。

第5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成20年5月2日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、陳述の聴取の場には、同条第7項の規定により、旅費制度を所管する人事課職員の立会いを認めた。

第6 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 違法支出が疑われるとしている1,136件の中には、重複記載されているものが3件（別表13の17,18,19）、交通費の支給がないものが9件（別表7の33,35,41、別表30の39,45,56,68、別表40の10,27）、私用車使用による勤務公署から勤務公署の旅行となつてしているものが3件（別表21の1、別表22の30,31）及び旅行手段と通勤手段が異なつてしているものが23件（別表7の50、別表8の2、別表15の5、別表21の11、別表22の38,39、別表24の1,9,10,11、別表36の6,8,10,11、別表41の4,6,10,11,13,15,16,17,20）含まれており、これら38件は通勤手当と旅費の重複支給に該当しないことは明白であるので、これらについては監査の対象から除外した。

(2) 本件請求は、旅費支出が違法又は不当であるとし、青森県知事がこれに基づいて発生する不当利得返還請求権を行使しないことは財産管理を怠るものであるとする請求ではあるが、「特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としてしているものであるときは、当該監査請求については、怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わつた日を基準として法第242条第2項の規定を適用するべきものと解するのが相

当である。」とする最高裁昭和62年2月20日判決を踏まえると、本件請求には、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」とする法第242条第2項の適用があるものと判断する。

(3) このため、違法支出が疑われるとしている旅費支出は平成18年度の支出であり、平成19年3月20日以前に支出されたものについては当該行為のあった日から1年を経過してからの監査請求となることから、平成20年3月28日付けで請求人に対し、1年を経過して請求したことについての「正当な理由」を述べるよう補正を求めたところである。

(4) これに対して、請求人は、同年4月9日付けで補正書を提出し（監査委員への到達は同月11日）、「正当な理由」について、以下のように主張した。（主な内容を記載する。）

ア 県職員旅費二重取り問題は、2007年11月14日に河北新報朝刊、東奥日報夕刊で青森県職員の出張旅費「二重取り」として報道され、広く県民に知られることとなったが、本件請求人が当該情報的一端を入手したのはその直前の10月下旬であった。

イ 県職員の旅費について請求人は一般県民同様にそのときまでは、県が定める例規（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。））、旅費条例、職員等の旅費に関する条例の施行規程（昭和27年10月青森県訓令第64号。以下「旅費条例施行規程」という。））により適正に支給されているものと認識していたものである。

ウ しかし、上記のとおり、当該情報的一端を入手したことから、請求人は同年10月25日、26日に青森市に在住し中南部地域県民局に勤務する県職員の本庁出張時の私用率を用いての出張旅費にかかる開示請求を行い、その後、中南部地域県民局だけではなく県下の知事部局における青森市以外にある県出先機関について青森市に在住する職員の私用率並びに公共交通機関を利用しての出張旅費の支出に関する行政文書の開示請求を行い、平成19年12月17日付けで送付されてきた開示にかかる決定書に基づき開示された4千数百枚に及ぶ大量の資料について相当の時間を費やして分析した上で、違法又は不当な公金支出であるとした旅費支給について、本件監査請求を行ったものである。

エ 一方、報道によれば、県は上記のような報道・指摘がなされてようやく事態の重大さに気付き、「毎年度、膨大な数の旅費請求があるので、事務コス

トを考えた上で出張形態にかかわらず、定額支給を続けてきた。」（県人事課）と、制度運用上に問題があったことを初めて認め、実態の調査に取り組む方針を固めた。

請わば、出張旅費について「二重払い」が生じていることについて県担当課ですら認識していなかったのである。

オ その後、本件請求人による上記調査と並行して、「平成19年4月～7月において、旅費システムで処理された旅行命令」を対象に県は独自の調査を行い、旅費支給と通勤手当の重複のある旅行命令が約110百件、金額にして約5,473千円あったとの調査結果を公表したのは平成20年1月15日であった。

カ 県による上記調査は、請求人が調査対象とした期間とは異なるものではあったが、「旅費支給と通勤手当の重複のある旅行命令」についての存在そのものが客観的にも明らかにされたのは上記のとおり平成20年1月15日であった。

キ 本件監査請求は、前記のとおり、情報が寄せられてから、違法支出の事実を認識し、その上で監査請求に及ぶために事実証明として添付するに足る資料を作成するために相当な時間を要した結果としてなされたものである。

ク また、県により当該行為が違法であることの判断がなされたのは（調査対象とした期間は異なるが）前記のとおり平成20年1月15日であり、県民が知るところとなったのは又スコミを通じて報道された平成20年1月16日以降であった。

ケ 以上のことから、違法又は不当な公金支出がなされた日から1年を経過した分についても、法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」が存し、平成19年3月20日以前の旅費支出についても本件監査請求は適法である。

(5) 「正当な理由」の有無についての監査委員の判断

法第242条第2項ただし書きの「正当な理由」の有無については、「当該行為が秘密裡にされた場合には、同項ただし書きにいう正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」とする最高裁昭和63年4月22日判決が示されているところである。

また、「このことは当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求を

するに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」とする最高裁判平成14年9月12日判決も示されているところである。

そこで、本件請求において問題とされている通勤手当と旅費の重複支給の状況を県民がいつ知り得たかについてみると、(個別の職員の通勤手当支給状況については、県民がこれに係る文書を開示請求したとしても、当該情報は青森県情報公開条例(平成14年12月青森県条例第55号。以下「情報公開条例」という。))第7条第3号に規定する個人に関する情報に該当することから、不開示とされることである。

しかしながら、給与条例及び通勤手当に関する人事委員会規則(昭和33年11月青森県人事委員会規則7-44。以下「通勤手当規則」という。))には、支給対象職員及び支給額等が定められており、職員には一定の場合に通勤手当が支給されることについては認識できたところである。

一方、旅費の支給状況に係る文書については、一部の個人情報を除いて開示されるものであり、また、旅費条例において交通費等の種目ごとに支給される額が定められており、(個別の職員に支給されている旅費額が減額されて支給されているか定額で支給されているか知ることができたところである。)

そうすると、通勤手当と旅費の支給は、従前から各々の根拠条例等に基づいて支給されていたものであって秘密裡に行われていたものではないこと、また、上記のような確認によって、通勤手当と旅費がそれぞれ支給されていることについては、県民が相当の注意力をもって調査することによってその内容を知ることができたといえることができる。

したがって、請求人が主張しているような「正当な理由」は認められないことから、請求人が別表6で違法支出が疑われるとしている旅費支出のうち、平成19年3月20日以前に支出された旅費については、これを却下する。

- (6) 以上から、請求人が違法支出が疑われるとした1,136件の旅費支出のうち、平成19年3月21日以降に支出行為がなされたもの150件(別紙に一覧表を掲載)を監査の対象とした。

2 監査対象機関

平成19年3月21日以降に支出された旅費150件を執行した各機関及びこれらに係る通勤手当の関係書類を保管し、旅費制度を所管する人事課を監査対象とした。

第7 監査の結果

1 事実関係の調査

第6の1の(6)により監査対象とした旅費支出150件について、旅費支給の事実及び通勤手当支給の事実を確認するため、旅費請求書、支出負担行為兼支出命令票、復命書、通勤届及び通勤認定簿の確認を行った。

2 事実関係の認定

前記1の書類調査の結果、監査の対象とした150件の旅費支出について、以下の事実関係が認められた。

- (1) 150件の旅費支出に係る職員は、いずれも青森市が居住地となっている。
 (2) 150件の旅費支出の旅行形態は、居住地から用務先である青森市内の県庁等へ出張した後に勤務公署に戻るもの(いわゆる「直行」と言われる旅行形態)が33件、勤務公署から用務先である県庁等へ出張した後に居住地に戻るもの(いわゆる「直帰」と言われる旅行形態)が117件である。

(3) 150件の旅費支出について、通勤手当及び旅行命令上の交通手段が自動車使用となっているものが117件、通勤手段が電車、バス又は自動車旅行命令上の交通手段が電車となっているものが33件である。

(4) 150件の旅費支出は、いずれも旅費条例に基づく旅費の定額が支給されているとともに、給与条例及び通勤手当規則に基づく通勤手当の定額が支給されている。

3 旅費制度

(1) 旅費の支給

職員が出張した場合には、当該職員に対して旅費を支給することとされている。(旅費条例第3条第1項)

(2) 旅行命令

旅行命令は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならないとされている。(旅費条例第4条第1項)

また、この旅行命令は、任命権者が定める旅行命令簿によるものとされている。(旅費条例第4条第4項及び第6項)

旅行命令権者については、青森県事務専決代決規程(昭和36年9月青森県訓令甲第28号。以下「専決代決規程」という。))により、本庁にあっては課長、出先機関にあっては出先機関の長及び地域県民局の部長に委任されている。

(3) 旅費請求

旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書を提出しなければなら
ない」とされている。(旅費条例第13条第1項)

この請求書については、青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号。
以下「財務規則」という。)に様式が定められている旅費請求(精算)書とさ
れている。

(4) 旅費に関する支出命令

本庁にあっては専決代決規程により庶務担当グループリーダーに、出先機関
にあっては青森県事務委任規則(昭和36年9月青森県規則第81号。以下「事務
委任規則」という。)及び専決代決規程により財務規則第2条第3号に定める
公所の長等に委任されている。

(5) 旅費の種類及び額

旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料等とされている。
(旅費条例第6条)

本件請求に関連するものは、鉄道賃及び車賃であり、次のとおり定められて
いる。

ア 鉄道賃

鉄道旅行について、路程に応じて旅客運賃、急行料金等を支給する。(旅
費条例第6条第2項及び第14条)

イ 車賃

私用自動車やバス等を利用する陸路旅行について、路程に応じて1キロメー
トル当たり37円又は実費額により支給する。(旅費条例第6条第5項及び第
17条)

職員が私用自動車を利用する場合には、職員が私用自動車を使用し
て出張する場合等の旅費の取扱いについて(平成15年3月19日青人第38号人
事課長通知)が定められており、市町村間の移動を伴う出張の路程について
は、市町村間ごとに距離が定められており、旅行者が現によった路程とはさ
れていない。

(6) 減額調整

旅費条例第31条第1項には、「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊
施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は
当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例等の規定による旅費を支
給した場合には不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支

給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又
はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。」とする、減額調
整規定が置かれている。

これを受けて、知事部局においては、旅費条例施行規程第8条に旅費の調整
基準を設け、「次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める基準
により旅費の支給を調整する。」とし、公用車を利用した場合は車賃を支給し
ないなどとする第1号から第8号までの基準を定めているが、通勤手当との調
整基準は定めていない。

また、職員等の旅費に関する条例の運用について(平成16年3月18日青人第
791号総務部長通知。以下「旅費条例運用通知」という。)の中において、旅
費条例第31条(旅費の調整)関係について定め、第1項において「次の各号の
いずれかに該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を減額調
整するものとする。」とし、宿泊先が指定された場合で宿泊料金が宿泊料定額
を下回る場合は宿泊料を減額するなどとする第1号から第7号までの基準を定
めているが、通勤手当との調整基準は定めていない。

なお、減額調整は、旅費条例上は任命権者が行うこととされているが、専決
代決規程により、本庁にあっては庶務担当グループリーダー、出先機関にあつ
ては財務規則で定める公所である出先機関の長及び地域県民局長に権限が
委任されている。

4 通勤手当制度

(1) 通勤手当の支給

通勤手当は、職員が通勤のため、交通機関等を利用して運賃等を負担するこ
とを常例とする場合及び自動車等により通勤することを常例とする場合に支給
される。(給与条例第10条第1項)

また、通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署との間を往復
することをいうとされている。(通勤手当規則第2条第1項)

(2) 通勤届

職員は給与条例第10条第1項の要件を具備している場合は、人事委員会が定
める様式の通勤届により、任命権者に届け出なければならぬとされている。
(通勤手当規則第3条第1項)

この任命権者については、専決代決規程により、本庁にあっては庶務担当グ
ループリーダー、出先機関にあっては財務規則で定める公所である出先機関の

長等に委任されている。

- (3) 通勤届の確認及び決定
 任命権者は、職員から通勤届の届け出があったときは、その届け出に係る事実を通勤用定期乗車券の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第10条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定しなければならないとされている。(通勤手当規則第4条第1項)
 この任命権者については、専決代決規程により、本庁にあっては庶務担当グループリーダー、出先機関にあっては財務規則で定める公所である出先機関の長等に委任されている。

- (4) 通勤手当の額及び支給日
 通勤手当の額は、通勤に利用する交通機関や自動車等ごとに一定の額が定められており、本件請求に係る電車・バスの交通機関と自動車については、以下のように定められている。

- ア 電車・バス
 (ア) 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円以下の場合、運賃等相当額を支給する。

この運賃等相当額については、次のとおり定められている。

- ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものは、当該交通機関で発行されている定期券の適用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間である定期券の価額
 b 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものは、回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額

- (イ) 1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超える場合は、55,000円×支給単位期間の月数を支給する。

この支給単位期間については、定期券の場合は、当該交通機関において発行されている定期券の適用期間のうち6か月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間をいい、回数乗車券等を使用する場合は1か月とされる。

イ 特別急行列車を利用する場合の特例

特別急行列車を利用し通勤する職員で、一定の要件を満たす職員には、上記(4)のアで定める通勤手当のほかに、次の額が支給される。

- (ア) 1か月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円以下の

場合は、特別料金等の2分の1の額を支給する。

- (イ) 1か月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超える場合は、20,000円×特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間の月数を支給する。

ウ 自動車（四輪の自動車）

片道の交通用具の使用距離	月額	片道の交通用具の使用距離	月額
4km未満	2,000円	32km以上34km未満	18,800円
4km以上6km未満	3,700	34 " 36 "	19,900
6 " 8 "	4,600	36 " 38 "	21,000
8 " 10 "	5,800	38 " 40 "	22,300
10 " 12 "	7,000	40 " 42 "	23,500
12 " 14 "	8,100	42 " 44 "	24,600
14 " 16 "	9,300	44 " 46 "	25,900
16 " 18 "	10,400	46 " 48 "	27,000
18 " 20 "	11,500	48 " 50 "	28,200
20 " 22 "	12,800	50 " 52 "	29,300
22 " 24 "	14,000	52 " 54 "	30,400
24 " 26 "	14,800	54 " 56 "	31,500
26 " 28 "	15,700	56 " 58 "	32,600
28 " 30 "	16,700	58 " 60 "	33,700
30 " 32 "	17,700	60km以上	35,000

エ 併用者

電車・バスと自動車（片道2km以上）を併用している場合は、

- (ア) 1か月当たりの運賃等相当額及び自動車の距離に応じた額の合計額が55,000円以下の場合、それぞれの合計額

- (イ) 1か月当たりの運賃等相当額及び自動車の距離に応じた額の合計額が55,000円を超える場合は、55,000円×最長支給単位期間の月数

オ 支給日

通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給料の支給定日に支給される。また、支給額に変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から支給を開始することとされている。

5 人事課の見解等

- (1) 旅費の二重支給であるとする請求人の主張について

ア 通勤手当は、職員の通勤に要する経費を補助することを目的とする手当で、給与の一部を構成するものであるのに対し、旅費は、職員が公務のために旅

行したときに支給する実費弁償であり、通勤手当と旅費とは、制度が異なるものである。

イ 通勤手当については主として用いている通勤の方法により算定した額を月額定額で支給し、旅費については行政事務の簡素化と旅費の節減を図る観点から、個々の旅費種目について標準的な実費額を基礎として計算した定額を支給（定額支給方式）しているものであり、支給方法についても異なるものである。

ウ このように、通勤手当と旅費は、異なる制度に基づいて支給されているものであり、請求人が主張するようないわゆる旅費の二重支給には当たらないものと考ええる。

(2) 旅費と通勤手当との調整の必要性について

ア 通勤手当と旅費は異なる制度に基づいて支給されているものであるので、これまでは減額調整の必要はないものと考えてきた。

イ 通勤手当としてJRの定期券代相当分が支給されている職員に旅費として定期券と同区間に係る鉄道賃を支給する場合も、旅費の調整の必要はないと考えてきた。

(3) 各課公所等からの旅費と通勤手当との調整についての問い合わせについて

ア 過去において問い合わせがあった旨が分かる資料は残されていないため明らかでないが、現在承知している範囲では、問い合わせはなかったと認識している。

イ 仮に当時間い合わせがあったとしても、各々の制度に基づき支給されることとなる旨を回答したものと考える。

(4) 各課公所等に委任されている旅費条例第31条第1項の減額調整の範囲

ア 旅費条例第31条第1項の規定に基づいて旅費を減額する場合は、基本的には旅費条例施行規程及び旅費条例運用通知に定める基準に従って調整するものである。

イ しかし、公務旅行は、その公務の性格、目的等から多種多様な態様があることから、具体的な調整基準が定められていないもので極端に実際の旅費額と食い違うような旅費の支給となる場合は、平成18年度までにおいては、個々の事例について、各機関において旅費制度の趣旨、調整基準及び他の職員との均衡を踏まえて最小限の減額調整を行うことまでは妨げなかったものである。

(5) 各機関の判断で旅費と通勤手当との調整をすることについて
旅費の調整権限を包括的に委任しているものではないことから、各機関の判断により、一般的な取扱いとして通勤手当との調整の観点から旅費を調整することは適当でないものと考ええる。

(6) これまで調整基準を定めてこなかった理由

ア 旅費及び通勤手当は各々の制度に基づき支給されるものとの認識から、旅費と通勤手当との調整は行っていないかったものである。

イ 本県の旅費制度及び通勤手当制度は、基本的に国家公務員の例に準じ、定額支給方式を適用しているものであり、また、地方財務の取扱いとして「通勤手当と旅費とは制度が異なるものであり、二重支給には当たらない。」（「地方財務実務提要」4,788頁）との見解が示されているところである。

(7) 平成20年4月から調整を行うこととした理由

ア 平成19年4月の全般的な見直しに続き、本年4月にも旅費制度を改正したところである。これは主として、

(ア) 総務事務センターにおいて全庁的な旅費事務の集中化を図ったことに伴い県職員の旅行の実態がより明らかとなり、更なる見直しの必要性が生じていたこと

(イ) 旅費と通勤手当の調整に関する報道、これに関連して職員の旅行実態及び他都道府県の取扱い状況を調査した結果等を踏まえ、より職員の旅行実態に即し、かつより県民の理解が得られるよう、改正の必要が認められたこと

(ウ) 全庁的な事務の簡素・効率化を進める観点から、総務事務センターにおける旅費事務の簡素化・迅速化を図る必要があること
等の状況変化を踏まえた改正である。

イ 当時までの旅費制度は、勤務公署から用務地までの旅費額を上限として出張に応じた旅費を支給する方式により、直行又は直帰による旅行の場合には既に一定の旅費の調整が行われ、また平成18年度までは県内陸路路程図に基づく路程計算方法により標準的な路程を算出するなどの旅費制度も実施されており、このような制度下において、全ての旅行について通勤手当との調整の観点から旅費を精緻に調整することは技術面でも調整事務に伴う運用コストの面からも困難であったものである。

(8) 他都道府県における状況について

ア 実態調査と並行して、昨年12月に旅費と通勤手当との調整の実施状況について、他都道府県に対して照会を行った結果、定期券の場合に限るものも含め、何らかの調整を行っているのは29団体、調整を行っていないのは本県を含め16団体、未回答2団体であった。

イ 東北では岩手、宮城、福島が定期券利用の場合に調整しているが、私用自動車利用の場合の調整は行っていないとのことであった。

ウ 制度化の時期については、聞き取りの結果、岩手県は平成12年4月、宮城県は平成19年4月、福島県は平成14年4月で、その他の団体については不明である。

6 判断

請求人が違法又は不当とする旅費支出とは、JR等の公共交通機関や私用自動車を利用することで通勤手当の支給を受けている職員が、通勤手当支給と同様の交通手段を利用して、通勤手当支給経路上を旅行した際に支給された旅費の交通費は、通勤手当の支給を受けていることからすると全く必要のない支給であるから、旅費条例第31条第1項に基づき減額調整して旅費を支給すべきであったのに、減額調整せずに旅費を支給したことは、裁量権の濫用・逸脱であり、違法又は不当な公金支出であるということであるので、この点について、以下のとおり判断する。

(1) 請求人が主張するように、通勤手当の支給を受けていることからすると全く必要のない旅費の交通費の支給があったかについて、通勤手段及び旅行手段が私用自動車であった場合とJR等の電車であった場合について検討する。

ア 通勤手段及び旅行手段が私用自動車の場合

例えば、旅費において、片道40km（弘前合同庁舎から青森県庁までの路程）を私用自動車使用により旅行した場合の車賃は、平成18年度においては1km当たり137円とされていることから、その交通費は1,480円である。

一方、通勤手当においては、片道40km以上42km未満の場合の1か月当たりの額は23,500円となっており、これの1か月の勤務日数を21日として片道1回当たりの単価を算出すれば、約560円（23,500円÷21日×1/2）となる。

これを、旅費の交通費の額と比較すると約2.6倍の差が生じる。

このように、私用自動車を使用した場合における旅費と通勤手当の額には制度の違いからくる差が内在されているものであり、実費弁償という旅費の

観点からすると、経路が重複する部分の旅費の交通費を支給することが全く必要のない旅費であったとまで断定することはできない。

イ 通勤手段及び旅行手段がJR等の電車の場合

例えば、旅費において、弘前合同庁舎から青森県庁までの片道をJRを利用した場合は、650円となる。

一方、通勤手当においては、青森駅から弘前駅間を利用すると、6か月定期券分93,750円が年2回に分けて支給される。

したがって、この場合、定期券利用者である職員に鉄道費650円を支給することは、本来必要のない支給であるといえることができる。

(2) 以上を踏まえると、通勤手当がJR等で支給されているような場合については、旅費条例第31条第1項に基づいて旅費の調整をすべきであったのではないかとすることになることから、旅費と通勤手当の調整基準が定められていなかった平成18年度においてそのような調整が可能であったかについて検討する。

旅費条例第31条第1項の減額調整の権限は、専決代決規程により出先機関にあっては財務規則で定める公所の長等に委任されていたが、公所の長等がこの調整権に基づいて旅費額の減額調整を行うことができるのは、基本的には、同条同項の規定を受けて具体的な調整基準を定めている、

ア 旅費条例施行規程第8条第1号から第8号に該当する場合

イ 旅費条例通用通知の条例第31条（旅費の調整）関係の1の第1号から第7号に該当する場合

であって、これらの中には旅費と通勤手当とを調整する定めはないところである。

したがって、各出先機関には旅費と通勤手当との調整権限まで委任されていなかったものであり、減額調整をしなかったことは何ら裁量権の濫用・逸脱に当たるものではない。

(3) 次に、任命権者である知事が旅費条例第31条第1項に基づいて旅費と通勤手当の調整基準を定めてこなかったことが、違法又は不当であるかについて検討する。

旅費は、職員の勤務条件の一つであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項において「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しな

いように適当な考慮が払われなければならない。」とされている。

したがって、他都道府県における旅費と通勤手当との調整状況を見ると、本県が調整基準を定めていなかったことは必ずしも権衡を失したものであったとはいえないことから、これについて違法又は不当ということはできない。

(4) 結 論

よって、請求人が主張するような違法又は不当な公金支出の事実を認めることができず、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

付 記

旅費と通勤手当の重複支給の問題は、昨年11月の新聞報道を契機に県民から批判を受け、これを受けて県では実態を調査し、その結果等を踏まえて旅費と通勤手当との調整基準を定め、本年 4 月から運用を開始している。

県当局においては、今後県民から批判を受けることのないよう、旅費制度の改善等に引き続き努力されるよう要望するものである。

平成19年3月21日以降の旅費支出

別表	機関名	番号	旅行日	出張形態	交通費	支出年月日	旅行手段	通勤手段	
1	7 中南地域県民局地域健康福祉部	34	2007/3/23	直行	1,480	2007/4/27	私用車	自動車	
2		46	2007/3/13	直帰	1,258	2007/4/9	私用車	自動車	
3	8 西北地域県民局地域健康福祉部 (西北地方健康福祉こどもセンター)	58	2007/2/15	直行	950	2007/3/26	J R (復命バス)	バス	
4		9	2007/3/29	直帰	2,520	2007/4/13	J R	J R	
5	10 三八地域県民局地域健康福祉部 (上北地方健康福祉こどもセンター)	2	2007/3/23	直行	2,750	2007/4/9	J R (復命バス)	バス	
6		3	2007/2/13	直帰	2,750	2007/3/23	J R	バス	
7		12	2007/3/29	直帰	2,331	2007/4/26	私用車	自動車	
8		22	2007/2/8	直帰	2,331	2007/3/22	私用車	自動車	
9	11 田舎館食肉衛生検査所	5	2007/3/9	直行	1,332	2007/3/28	私用車	自動車	
10	13 中南地域県民局県税部	6	2007/3/12	直帰	1,332	2007/3/28	私用車	自動車	
11		10	2007/3/9	直帰	650	2007/4/11	J R	J R、バス	
12		11	2007/3/26	直帰	650	2007/4/11	J R	J R、バス	
13		12	2007/3/13	直帰	650	2007/4/11	J R	J R、バス	
14	14 三八地域県民局県税部	13	2007/3/29	直帰	650	2007/4/11	J R	J R、バス	
15		14	2007/3/27	直帰	1,480	2007/4/11	私用車	自動車	
16	17 中南地域県民局地域農林水産部	6	2007/3/26	直行	2,520	2007/4/6	J R	J R、バス	
17		7	2007/3/27	直行	2,520	2007/4/6	J R	J R、バス	
18	18 上北地域県民局地域農林水産部 (上北地方農林水産事務所)	14	2007/2/28	直行	650	2007/3/28	J R	J R、バス	
19		15	2007/3/19	直帰	650	2007/4/6	J R	J R、バス	
20		16	2007/3/20	直帰	650	2007/4/6	J R	J R、バス	
21		17	2007/3/28	直帰	650	2007/4/16	J R	J R、バス	
22		29	2007/2/15	直帰	650	2007/3/29	J R	J R、バス	
23		30	2007/3/29	直帰	650	2007/5/16	J R	J R、バス	
24		41	2007/2/9	直帰	1,480	2007/3/28	私用車	自動車	
25		45	2007/2/21	直行	1,480	2007/3/28	私用車	自動車	
26		48	2007/2/5	直帰	1,480	2007/3/28	私用車	自動車	
27		49	2007/3/14	直帰	1,480	2007/4/6	私用車	自動車	
28		50	2007/3/15	直帰	1,480	2007/4/6	私用車	自動車	
29		55	2007/3/2	直帰	1,480	2007/5/16	私用車	自動車	
30		56	2007/2/19	直帰	1,480	2007/3/29	私用車	自動車	
31		18 上北地域県民局地域農林水産部 (上北地方農林水産事務所)	9	2007/3/19	直行	2,738	2007/4/6	私用車	自動車
32			11	2007/3/8	直帰	2,738	2007/4/9	私用車	自動車
33			12	2007/3/5	直行	2,738	2007/3/26	私用車	自動車
34	15		2007/3/16	直帰	2,738	2007/4/6	私用車	自動車	
35	16	2007/3/20	直帰	2,738	2007/4/6	私用車	自動車		
36	19	2007/3/14	直帰	2,738	2007/3/28	私用車	自動車		
37	20	2007/3/28	直帰	2,738	2007/4/9	私用車	自動車		

別表	機関名	番号	旅行日	出張形態	交通費	支出年月日	旅行手段	通勤手段		
38		49	2007/2/2	直帰	2,738	2007/3/28	私用車	自動車		
		50	2007/2/2	直帰	2,738	2007/3/28	私用車	自動車		
39		51	2007/3/26	直帰	2,257	2007/4/25	私用車	自動車		
40		52	2007/3/28	直帰	2,738	2007/4/25	私用車	自動車		
41										
42	三八地域県民局地域農林水産部	11	2007/3/19	直行	2,520	2007/4/6	J R	J R、自動車		
					190			バス		
		13	2007/3/28	直帰	2,520	2007/4/12	J R	J R、バス		
		30	2007/3/2	直帰	2,520	2007/3/30	J R	J R		
		31	2007/3/13	直帰	2,520	2007/3/30	J R	J R		
		32	2007/3/30	直帰	2,520	2007/4/13	J R	J R		
		46								
		47	20 西北地域県民局地域農林水産部 (西北地方農林水産事務所)	12	2007/3/20	直帰	2,035	2007/4/12	私用車	自動車
				13	2007/3/9	直帰	1,258	2007/3/30	私用車	自動車
				14	2007/3/8	直帰	1,258	2007/3/30	私用車	自動車
				30	2007/3/22	直帰	1,443	2007/3/30	私用車	自動車
				44	2007/3/29	直帰	1,258	2007/4/6	私用車	自動車
51	2007/3/8			直帰	1,258	2007/3/30	私用車	自動車		
52	2007/3/29			直行	1,258	2007/4/6	私用車	自動車		
53										
54										
55	21 農林総合研究センター			2	2007/2/26	直帰	2,035	2007/4/12	私用車	自動車
56		3	2007/3/22	直行	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
57		4	2007/3/1	直行	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
58		5	2007/2/16	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
59		6	2007/2/16	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
60		26	2007/3/28	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
61		27	2007/3/5	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
62		28	2007/2/2	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
63		38	2007/3/30	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
64		39	2007/2/21	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
65		49	2007/3/27	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
66		50	2007/2/23	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
67		51	2007/2/8	直行	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
68		53	2007/2/14	直行	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
69		57	2007/3/5	直帰	1,147	2007/5/2	私用車	自動車		
70	22 農林総合研究センター畜産試験場	41	2007/1/10	直帰	1,554	2007/3/23	私用車	自動車		
71		42	2007/1/5	直帰	1,554	2007/3/23	私用車	自動車		
72		43	2007/1/5	直帰	1,554	2007/3/23	私用車	自動車		
73		44	2007/1/5	直行	1,554	2007/3/23	私用車	自動車		

別表	機 関 名	番号	旅行日	出張形態	交通費	支出年月日	旅行手段	通勤手段
23	農林総合研究センター林業試験場	45	2007/1/30	直帰	1,554	2007/3/23	私用車	自動車
		46	2007/2/20	直帰	1,554	2007/4/20	私用車	自動車
		47	2007/2/23	直帰	1,554	2007/4/20	私用車	自動車
		48	2007/2/1	直帰	1,554	2007/4/20	私用車	自動車
		49	2007/2/7	直帰	1,554	2007/4/20	私用車	自動車
		50	2007/3/5	直帰	1,554	2007/5/16	私用車	自動車
		51	2007/3/13	直帰	1,554	2007/5/16	私用車	自動車
		52	2007/3/14	直帰	1,554	2007/5/16	私用車	自動車
		53	2007/3/14	直帰	1,554	2007/5/16	私用車	自動車
		54	2007/3/23	直帰	1,554	2007/5/16	私用車	自動車
		55	2007/3/26	直帰	1,554	2007/5/16	私用車	自動車
		62	2007/2/28	直帰	1,591	2007/4/11	私用車	自動車
		63	2007/3/14	直行	1,591	2007/4/25	私用車	自動車
		91	2007/2/2	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		92	2007/2/1	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		93	2007/2/2	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		94	2007/2/8	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		95	2007/2/9	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		96	2007/2/16	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		97	2007/2/15	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		98	2007/2/7	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		99	2007/2/9	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
		100	2007/2/13	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車
101	2007/2/14	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車		
102	2007/2/28	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車		
103	2007/3/2	直帰	888	2007/4/11	私用車	自動車		
104	2007/2/15	直帰	888	2007/3/23	私用車	自動車		
105	2007/3/8	直帰	888	2007/4/11	私用車	自動車		
106	2007/3/28	直行	888	2007/4/11	私用車	自動車		
107	2007/3/19	直帰	888	2007/4/11	私用車	自動車		
108	2007/3/28	直行	888	2007/4/11	私用車	自動車		
109	2007/2/19	直帰	2,320	2007/3/27	J R、私鉄	J R、私鉄		
110	2007/3/13	直帰	2,320	2007/4/12	J R、私鉄	J R、私鉄、バス		
107	2007/3/22	直帰	2,331	2007/4/20	私用車	自動車		
108	2007/3/29	直帰	2,331	2007/4/20	私用車	自動車		
109	2007/3/15	直帰	814	2007/5/2	私用車	自動車		
110	2007/3/20	直行	814	2007/5/2	私用車	自動車		

別表

機 関 名

番号

旅行日

出張形態

交通費

支出年月日

旅行手段

通勤手段

別表	機 関 名	番号	旅行日	出張形態	交通費	支出年月日	旅行手段	通勤手段
111		87	2007/3/28	直行	814	2007/5/2	私用車	自動車
112		88	2007/3/30	直帰	814	2007/5/2	私用車	自動車
113	31 水産総合研究センター内水面研究所	2	2007/3/29	直行	2,738	2007/4/19	私用車	自動車
114	32 下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港 漁場整備事務所	5	2007/2/26	直行	3,552	2007/3/29	私用車	自動車
115	33 環境保健センター	1	2007/3/28	直帰	724	2007/4/23	J R	J R、バス
116		2	2007/3/9	直帰	1,480	2007/4/23	私用車	自動車
117		3	2007/3/9	直帰	1,480	2007/4/23	私用車	自動車
118		4	2007/3/7	直帰	724	2007/4/23	J R	J R、バス
119	34 原子力センター	22	2007/3/14	直帰	2,072	2007/5/10	私用車	自動車
120		23	2007/3/29	直行	2,072	2007/5/10	私用車	自動車
121		24	2007/3/16	直行	2,072	2007/5/10	私用車	自動車
122		25	2007/3/7	直行	2,072	2007/5/10	私用車	自動車
123	36 工業総合研究センター弘前地域技術研究所	4	2007/3/15	直帰	1,480	2007/4/13	私用車	自動車
124		5	2007/3/30	直帰	1,480	2007/4/13	私用車	自動車
125	37 弘前高等技術専門学校	3	2007/2/27	直帰	1,480	2007/3/26	私用車	自動車
126	38 中南地域県民局地域整備部	38	2007/2/5	直行	1,480	2007/3/23	私用車	自動車
127		39	2007/2/6	直帰	1,480	2007/3/23	私用車	自動車
128		40	2007/2/13	直帰	1,480	2007/3/23	私用車	自動車
129		41	2007/2/15	直行	1,480	2007/3/23	私用車	自動車
130		42	2007/3/9	直帰	1,480	2007/4/27	私用車	自動車
131		43	2007/3/14	直帰	1,480	2007/4/27	私用車	自動車
132		44	2007/3/28	直帰	1,480	2007/4/27	私用車	自動車
133		55	2007/2/16	直帰	650	2007/3/23	J R	J R、バス
134		56	2007/2/19	直行	650	2007/3/23	J R	J R
135		57	2007/2/20	直帰	650	2007/3/23	J R	J R
136	39 三八地域県民局地域整備部	36	2007/3/22	直帰	2,520	2007/3/29	J R	J R
137		37	2007/3/26	直行	2,520	2007/4/4	J R	J R、バス
138		38	2007/3/28	直帰	2,520	2007/4/4	J R	J R、自動車
139		58	2007/3/13	直帰	2,520	2007/3/29	J R	J R、バス
140	40 西北地域県民局地域整備部 (五所川原県土整備事務所)	122	2007/3/1	直帰	1,258	2007/3/28	私用車	自動車
141		123	2007/3/6	直帰	1,258	2007/4/4	私用車	自動車
142		124	2007/3/6	直帰	1,258	2007/3/28	私用車	自動車
143		125	2007/3/13	直帰	1,258	2007/3/28	私用車	自動車
144		126	2007/3/22	直帰	1,258	2007/4/4	私用車	自動車
145		127	2007/3/22	直帰	1,258	2007/4/4	私用車	自動車
146		134	2007/3/14	直帰	2,035	2007/3/28	私用車	自動車

別表	機 関 名	番号	旅行日	出張形態	交通費	支出年月日	旅行手段	通勤手段
147		143	2007/3/13	直帰	1,258	2007/3/28	私用車	自動車
148		144	2007/3/14	直行	950	2007/3/28	J R	バス
149		145	2007/3/29	直行	1,258	2007/4/4	私用車	自動車
150	41 上北地域県民局地域整備部 (十和田県土整備事務所)	12	2007/3/27	直帰	2,738	2007/4/16	私用車	自動車
150	件 合計				230,486			

- [注] 1 「別表欄」及び「番号欄」の数字は、請求人が提出した事実証明書に記載されている数字である。
 2 「交通費欄」には、旅費として支給された交通費（単位：円）を記載している。
 3 「機関名欄」には、現在の機関名と平成18年度の機関名が異なっているものは、平成18年度の名称を（ ）内に記載している。

<p>(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	